

各種特記仕様書 改訂履歴（2026年2月以降）

黄色マーカー部：今回案内部分

<特記凡例> 新築：建築工事特記仕様書、改修：建築改修工事特記仕様書、解体：建築解体工事特記仕様書、石綿：石綿処理特記仕様書

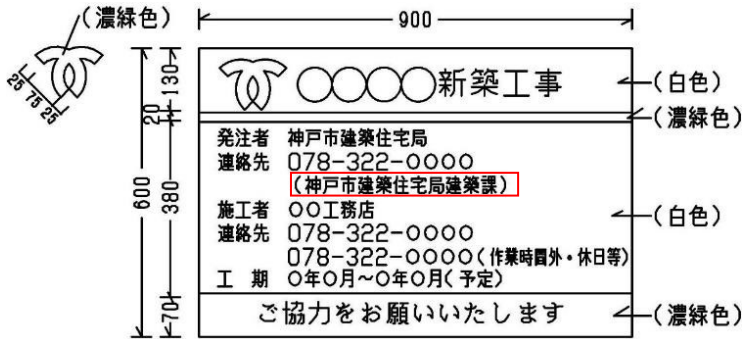
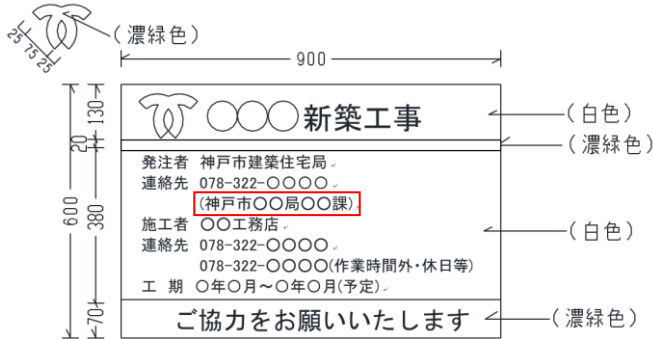
特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考																																																
新築改修			国交省建築工事標準仕様書・建築改修工事標準仕様書（R4年版）に対応した、A4縦版	国交省建築工事標準仕様書・建築改修工事標準仕様書（R7年版）に対応した、A3横版	R8.2.1	全面改訂																																																
解体			国交省建築解体工事共通仕様書（R4年版）に対応した、A4縦版	体裁を A4 縦版から A3 横版に改訂	R8.2.1	改訂																																																
新築改修解体	1 章 3 節	交通誘導員の配置	※警備業法に定める交通誘導員とする。 なお、交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は兵庫県公安委員会 R2 年告示第 241 号を参照のこと。	※警備業法に定める交通誘導員とする。 ※交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は兵庫県公安委員会告示第 202 号の 2 (R7.10.3)を参照のこと。規則の適用を受ける具体人数は所轄警察署と協議を行い、協議結果を監督員に報告すること。	R8.3.1	改訂																																																
改修	1 章 5 節	項目	○材料の検査等 (改仕 1.5.1)	○事前調査 (改仕 1.5.1)	R8.3.1	修正																																																
新築改修解体	2 章 2 節	仮囲い	※工事用資材置場の安全措置 子どもが利用する既存施設の改修工事などにおける工事用資材置場は、施設利用者動線と交錯しない場所で確保すること。 やむを得ず施設利用者動線に接近する場合は、容易に移動したり、接触できない構造で完全に区画して安全措置をとること。	重複のため削除	R8.3.1	修正																																																
新築改修	7 章 9 節 8 章 18 節	耐火被覆の種類等	<table><tr><th>種類</th><th>材料</th><th>工法</th><th>耐火性能（使用部位）</th></tr><tr><td>・耐火材吹付け (標仕 7.9.4)</td><td>・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・</td><td>・乾式工法 ・半乾式工法</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・耐火板張り (標仕 7.9.5)</td><td>・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・</td><td>・直張り工法 ・箱張り工法</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・耐火材巻付け (標仕 7.9.6)</td><td>・耐熱ロックウールのブランケット</td><td>・スタッド溶接による留め付け ・</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・ラス張りモルタル塗り (標仕 7.9.7)</td><td>・鉄網モルタル ・鉄網パライトモルタル</td><td>・塗厚 cm以上 ・</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・耐火塗料 (標仕 7.9.8)</td><td></td><td>・</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr></table> ※ラス張りモルタル塗りは「耐火構造の構造方法を定める件（建設省告示 1399 号）」による ※耐火塗料は膜厚計（電磁式）による測定を行う。	種類	材料	工法	耐火性能（使用部位）	・耐火材吹付け (標仕 7.9.4)	・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・	・乾式工法 ・半乾式工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・耐火板張り (標仕 7.9.5)	・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・	・直張り工法 ・箱張り工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・耐火材巻付け (標仕 7.9.6)	・耐熱ロックウールのブランケット	・スタッド溶接による留め付け ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・ラス張りモルタル塗り (標仕 7.9.7)	・鉄網モルタル ・鉄網パライトモルタル	・塗厚 cm以上 ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・耐火塗料 (標仕 7.9.8)		・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	<table><tr><th>種類</th><th>材料</th><th>工法</th><th>耐火性能（使用部位）</th></tr><tr><td>・耐火材吹付け (標仕 7.9.4)</td><td>・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・</td><td>・乾式工法 ・半乾式工法</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・耐火板張り (標仕 7.9.5)</td><td>・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・</td><td>・直張り工法 ・箱張り工法</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・耐火材巻付け (標仕 7.9.6)</td><td>・耐熱ロックウールのブランケット</td><td>・スタッド溶接による留め付け ・</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・ラス張りモルタル塗り (標仕 7.9.7)</td><td>・鉄網モルタル ・鉄網パライトモルタル</td><td>・塗厚 cm以上 ・</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr><tr><td>・耐火塗料 (標仕 7.9.8)</td><td></td><td>・</td><td>・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）</td></tr></table> ※ラス張りモルタル塗りは「耐火構造の構造方法を定める件（建設省告示 1399 号）」による ※耐火塗料は膜厚計（電磁式）による測定を行う。	種類	材料	工法	耐火性能（使用部位）	・耐火材吹付け (標仕 7.9.4)	・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・	・乾式工法 ・半乾式工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・耐火板張り (標仕 7.9.5)	・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・	・直張り工法 ・箱張り工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・耐火材巻付け (標仕 7.9.6)	・耐熱ロックウールのブランケット	・スタッド溶接による留め付け ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・ラス張りモルタル塗り (標仕 7.9.7)	・鉄網モルタル ・鉄網パライトモルタル	・塗厚 cm以上 ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	・耐火塗料 (標仕 7.9.8)		・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）	R8.3.1	改訂 1.5 時間追加
種類	材料	工法	耐火性能（使用部位）																																																			
・耐火材吹付け (標仕 7.9.4)	・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・	・乾式工法 ・半乾式工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・耐火板張り (標仕 7.9.5)	・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・	・直張り工法 ・箱張り工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・耐火材巻付け (標仕 7.9.6)	・耐熱ロックウールのブランケット	・スタッド溶接による留め付け ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・ラス張りモルタル塗り (標仕 7.9.7)	・鉄網モルタル ・鉄網パライトモルタル	・塗厚 cm以上 ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・耐火塗料 (標仕 7.9.8)		・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
種類	材料	工法	耐火性能（使用部位）																																																			
・耐火材吹付け (標仕 7.9.4)	・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・	・乾式工法 ・半乾式工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・耐火板張り (標仕 7.9.5)	・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・	・直張り工法 ・箱張り工法	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・耐火材巻付け (標仕 7.9.6)	・耐熱ロックウールのブランケット	・スタッド溶接による留め付け ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・ラス張りモルタル塗り (標仕 7.9.7)	・鉄網モルタル ・鉄網パライトモルタル	・塗厚 cm以上 ・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
・耐火塗料 (標仕 7.9.8)		・	・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）																																																			
新築改修解体	末尾		（別紙）「材料・工法等の取扱いについて」	「材料・工法等の取扱いについて」の体裁を見直し、末尾に追加。目次に追加。	R8.3.1	合成																																																

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考
新築 改修 解体	1 章 1 節		○関係法令等の 順守	○関係法令等の 遵守	R8.3.1	修正
新築 改修 解体	1 章 5 節	○技能士	○ 摘要 する技能検定の職種及び作業の種別は下表による	○ 適用 する技能検定の職種及び作業の種別は下表による	R8.3.1	修正
操 作 概 要	10		－	仮想ブラウザからダウンロードする方法を追加（市職員対象）	R8.3.1	追加
新築 改修 解体	料・工法 等の取扱い	段区切り 位置	見出しの印 『・』 とタイトルの間で改頁	『・材料・工法等の取扱いについて』と表示されるよう改頁	R8.3.3	修正
新築	材料・工 法等の取 扱い	目次 最終頁	・材料・ 広報 等の取扱いについて	・材料・ 工法 等の取扱いについて	R8.3.3	誤字
解体	改定年月		令和 8 年 2 月 1 日	令和 8 年 3 月 1 日	R8.3.3	誤記
石綿	2 章② 事前調査	右頁 2 行目	特定建築物石綿含有 <u> </u> 調査者	特定建築物石綿含有 建材 調査者	R8.3.3	誤記
石綿	1 章③ 参考図書		○「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月）（ 令和 6 年 2 月改定 ）（ 令和 7 年 3 月訂正事項を反映 ）」（以下「マニュアル」という）	○「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月）（ 令和 8 年 2 月改正 ）」（以下「マニュアル」という）	R8.4.1	最 新 版 に 更新
新築 改修 解体	2 章 3 節	・快適ト イレ	国土交通省「快適トイレ」標準仕様 (1) 洋式便座 (略) 3. 推奨する使用、付属品 (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）	国土交通省「快適トイレ」標準仕様 1. 快適トイレに求める標準仕様 (1) 洋式便座 (略) 3. 推奨する 仕様 、付属品 (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）	R8.4.1	転 記 もれ 誤字
新築 改修 解体	2 章 3 節	※その他	※ その他	○その他 解体特記 4 節から 3 節に項目を移動	R8.4.1	修正
解体	2 章 3 節	・仮排水		「・快適トイレ」の次に項目を移動（改修特記と整合）	R8.4.1	修正
新築 改修 解体			石綿処理特記仕様書 ※ハイパーリンク https://www.city.kobe.lg.jp/documents/10116/202412_tokki_ishiwata.pdf	石綿処理特記仕様書 ※ハイパーリンク https://www.city.kobe.lg.jp/documents/83604/20260401_tokki_ishiwata.pdf	R8.4.1	根 拠 デー タ 更新
新築 改修			鉄筋コンクリート構造配筋標準図 鉄骨工作標準図	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 鉄骨工作標準図	R8.4.1	根 拠 デー タ

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考																												
			※ハイパーリンク https://www.city.kobe.lg.jp/documents/10116/202307_hyojunzu_issiki.pdf	※ハイパーリンク https://www.city.kobe.lg.jp/documents/83604/20260401_hyojunzu_issiki.pdf		更新																												
改修	2 章 2 節	・ ルーフ ドレン周 りの処理	(5)改修用ドレン： ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示	(3)改修用ドレン： ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示	R8.4.1	誤記																												
改修	2 章 2 節	・ ルーフ ドレン周 りの処理	(改仕 3.2.5) ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888823.pdf#page=22	(改仕 3.2.5) ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888823.pdf#page=26	R8.4.1	誤記																												
改修	2 章 2 節	・ 既存下 地の処理	(改仕 3.2.5) ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888823.pdf#page=22	(改仕 3.2.5) ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888823.pdf#page=26	R8.4.1	誤記																												
新築	12 章 2 節	・ 木材	(3)造作集成材等 (7)JAS 1152（集成材）に基づく造作用集成材等 ※ハイパーリンク https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_standard/attach/pdf/index-295.pdf	(3)造作集成材等 (7)JAS 1152（集成材）に基づく造作用集成材等 ※ハイパーリンク https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_standard/attach/pdf/index-295.pdf	R8.4.1	誤記																												
新築	15 章 6 節	・ 材料	・ 複層仕上塗材の種類（呼び名）、仕上りの形状及び工法 <table><thead><tr><th>呼び名</th><th>仕上りの形状等</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 複層塗材 CE</td><td>仕上りの形状</td></tr><tr><td>・ 複層塗材 RE</td><td>・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状</td></tr><tr><td>・ 複層塗材 Si</td><td>仕上りの工法</td></tr><tr><td>・ 複層塗材 E</td><td>・ 吹付け ・ ローラー塗り</td></tr><tr><td>・ 可とう形複層塗材 CE</td><td>(※)耐候性 ※耐候形 3 種 ・</td></tr><tr><td>・ 防水形複層塗材 CE</td><td>(7)上塗材（標仕 表 15.6.2 による） ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf#page=193 https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf</td></tr></tbody></table>	呼び名	仕上りの形状等	・ 複層塗材 CE	仕上りの形状	・ 複層塗材 RE	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状	・ 複層塗材 Si	仕上りの工法	・ 複層塗材 E	・ 吹付け ・ ローラー塗り	・ 可とう形複層塗材 CE	(※)耐候性 ※耐候形 3 種 ・	・ 防水形複層塗材 CE	(7)上塗材（標仕 表 15.6.2 による） ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf#page=193 https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf	・ 複層仕上塗材の種類（呼び名）、仕上りの形状及び工法 <table><thead><tr><th>呼び名</th><th>仕上りの形状等</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 複層塗材 CE</td><td>仕上りの形状</td></tr><tr><td>・ 複層塗材 RE</td><td>・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状</td></tr><tr><td>・ 複層塗材 Si</td><td>仕上りの工法</td></tr><tr><td>・ 複層塗材 E</td><td>・ 吹付け ・ ローラー塗り</td></tr><tr><td>・ 可とう形複層塗材 CE</td><td>(※)耐候性 ※耐候形 3 種 ・</td></tr><tr><td>・ 防水形複層塗材 CE</td><td>(7)上塗材（標仕 表 15.6.2 による） ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf#page=193</td></tr></tbody></table>	呼び名	仕上りの形状等	・ 複層塗材 CE	仕上りの形状	・ 複層塗材 RE	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状	・ 複層塗材 Si	仕上りの工法	・ 複層塗材 E	・ 吹付け ・ ローラー塗り	・ 可とう形複層塗材 CE	(※)耐候性 ※耐候形 3 種 ・	・ 防水形複層塗材 CE	(7)上塗材（標仕 表 15.6.2 による） ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf#page=193	R8.4.1	誤記
呼び名	仕上りの形状等																																	
・ 複層塗材 CE	仕上りの形状																																	
・ 複層塗材 RE	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状																																	
・ 複層塗材 Si	仕上りの工法																																	
・ 複層塗材 E	・ 吹付け ・ ローラー塗り																																	
・ 可とう形複層塗材 CE	(※)耐候性 ※耐候形 3 種 ・																																	
・ 防水形複層塗材 CE	(7)上塗材（標仕 表 15.6.2 による） ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf#page=193 https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf																																	
呼び名	仕上りの形状等																																	
・ 複層塗材 CE	仕上りの形状																																	
・ 複層塗材 RE	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸状																																	
・ 複層塗材 Si	仕上りの工法																																	
・ 複層塗材 E	・ 吹付け ・ ローラー塗り																																	
・ 可とう形複層塗材 CE	(※)耐候性 ※耐候形 3 種 ・																																	
・ 防水形複層塗材 CE	(7)上塗材（標仕 表 15.6.2 による） ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001888816.pdf#page=193																																	
改修	6 章 5 節	・ 木材	(6)合板等 (オ)パーティクルボード JIS A 5908 ※ハイパーリンク ¥¥Fs2.kobe.local¥pj¥070_営繕 4 課¥技術管理委員会共有 ¥特記仕様書改定作業（令和 7 年度）¥24_技術管理委員会用資料¥パーティクルボード	(6)合板等 (オ)パーティクルボード JIS A 5908 ※ハイパーリンク https://kikakurui.com/a5/A5908-2015-01.html	R8.4.1	誤記																												

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考																																												
新築 改修 木造 解体	1 章 1 節	・工事实績情報システム（コリンズ）の登録	○工事請負金額 500 万円以上の場合、 工事实績情報システム（コリンズ） に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認書」を監督員に提示する。 ○余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。 ○工期の変更、配置技術者の変更、請負金額の変更（変更により請負金額が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円)または 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）を超える場合）のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと。（余裕期間制度活用工事の場合、現場代理人及び監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）等の配置時（工事の始期日の前日まで）に、必要に応じて変更登録を行う。）	○工事請負金額 500 万円以上の場合、 工事实績情報システム（コリンズ） に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認書」を監督員に提示する。 ○余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。 （削除）	R8.7.1	修正 変更登録は R7 版公共建築工事標準仕様書による																																												
	(参考)		R4 版 公共建築工事標準仕様書 1.1.4 工事实績情報システム(CORINS)への登録 (1)工事实績情報システム(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日は含まない。 (ア) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (イ) 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内 (ウ) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 なお、変更登録は、工期、技術者等の変更が生じた場合に行う。	R7 版 公共建築工事標準仕様書 1.1.4 工事实績情報システム(コリンズ)への登録 (1)工事实績情報システム(コリンズ)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日は含まない。 (ア) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (イ) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内 (ウ) 工事完成時 工事完成後 10 日以内		変更登録の要件の改定																																												
新築 (木造)	6 章 11 節 (3 章 4 節 11 節)	・一般事項	※(2)寒中コンクリートの適用期間 ※寒中コンクリートの適用は、打込み日を含む旬の日予想平均気温が 4.0℃以下となる期間とする。 <table><tr><th rowspan="2">観測地</th><th rowspan="2">観測地の標高</th><th colspan="2">寒中コンクリート工事適用期間</th></tr><tr><th>始まり</th><th>終わり</th></tr><tr><td>神戸（気象台）</td><td>5,3m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>明石（垂水）</td><td>3.0m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>三田（北神）</td><td>150m</td><td>12 月 21 日</td><td>2 月 20 日</td></tr><tr><td>三木（西神戸）</td><td>145m</td><td>1 月 11 日</td><td>2 月 10 日</td></tr></table> ※標高による補正は、下表による。下表は神戸（気象台）の旬平均気温を基に 100m 高くなる毎に 0.75℃低くなるものとして算定している。	観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間		始まり	終わり	神戸（気象台）	5,3m	－	－	明石（垂水）	3.0m	－	－	三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日	三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日	※(2)寒中コンクリートの適用期間 ※寒中コンクリートの適用は、打込み日を含む旬の日予想平均気温が 4.0℃以下となる期間とする。 <table><tr><th rowspan="2">観測地</th><th rowspan="2">観測地の標高</th><th colspan="2">寒中コンクリート工事適用期間</th></tr><tr><th>始まり</th><th>終わり</th></tr><tr><td>・神戸（気象台）</td><td>5,3m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>・明石（垂水）</td><td>3.0m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>・三田（北神）</td><td>150m</td><td>12 月 21 日</td><td>2 月 20 日</td></tr><tr><td>・三木（西神戸）</td><td>145m</td><td>1 月 11 日</td><td>2 月 10 日</td></tr></table> ※標高による補正は、下表による。下表は神戸（気象台）の旬平均気温を基に 100m 高くなる毎に 0.75℃低くなるものとして算定している。	観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間		始まり	終わり	・神戸（気象台）	5,3m	－	－	・明石（垂水）	3.0m	－	－	・三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日	・三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日	R8.7.1	適用する観測地が選択できるよう『・』を追加
観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間																																																
		始まり	終わり																																															
神戸（気象台）	5,3m	－	－																																															
明石（垂水）	3.0m	－	－																																															
三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日																																															
三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日																																															
観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間																																																
		始まり	終わり																																															
・神戸（気象台）	5,3m	－	－																																															
・明石（垂水）	3.0m	－	－																																															
・三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日																																															
・三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日																																															

特記	章・節	項目	改訂前の内容				改訂内容				更新日	備考				
			観測地	補正した標高	寒中コンクリート工事適用期間		観測地	補正した標高	寒中コンクリート工事適用期間							
					始まり	終わり			始まり	終わり		適用する観測地が選んで るよう 『・』を追 加				
			神戸（気象台）	200m	－	－	神戸（気象台）	・200m	－	－						
				300m	1月11日	2月10日		・300m	1月11日	2月10日						
				400m	1月1日	2月20日		・400m	1月1日	2月20日						
				500m	12月21日	2月28日		・500m	12月21日	2月28日						
				600m	12月21日	3月10日		・600m	12月21日	3月10日						
				700m	12月11日	3月10日		・700m	12月11日	3月10日						
				800m	12月11日	3月20日		・800m	12月11日	3月20日						
				900m	12月1日	3月20日		・900m	12月1日	3月20日						
新築 (木造)	6章12節 (3章4節12節)	・一般事項	※(1)10年間（2016～2025）の日平均気温の日別平滑値による暑中期と酷暑期の算定結果				※(1)10年間（2016～2025）の日平均気温の日別平滑値による暑中期と酷暑期の算定結果				R8.7.1	適用する観測地が選んで るよう 『・』を追 加				
改修	8章10節				日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）		日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）				日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）		日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）			
			観測地		開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数	観測地		開始日	終了日	日数	
			神戸（気象台）	6月25日	9月24日	92	7月19日	9月3日	47	・神戸（気象台）	6月25日	9月24日	92	7月19日	9月3日	47
			明石（垂水）	7月3日	9月19日	79	7月27日	8月25日	30	・明石（垂水）	7月3日	9月19日	79	7月27日	8月25日	30
			三田（北神）	7月2日	9月7日	68	－	－	0	・三田（北神）	7月2日	9月7日	68	－	－	0
			三木（西神）	7月1日	9月14日	76	7月29日	8月12日	15	・三木（西神）	7月1日	9月14日	76	7月29日	8月12日	15
			※標高による補正は下表により、表中に無い値は直線補完して求める。 下表は神戸（気象台）の気温を基に100m高くなる毎に0.65℃低くなるものとして算定している。						※標高による補正は下表により、表中に無い値は直線補完して求める。 下表は神戸（気象台）の気温を基に100m高くなる毎に0.65℃低くなるものとして算定している。							
					日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）		日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）				日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）		日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）			
			観測地の標高		開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数	観測地の標高		開始日	終了日	日数	
			標高200m	7月3日	9月17日	77	7月29日	8月14日	17	・標高200m	7月3日	9月17日	77	7月29日	8月14日	17
			標高300m	7月8日	9月13日	68	－	－	0	・標高300m	7月8日	9月13日	68	－	－	0
			標高400m	7月16日	9月6日	53	－	－	0	・標高400m	7月16日	9月6日	53	－	－	0
			標高500m	7月21日	8月31日	42	－	－	0	・標高500m	7月21日	8月31日	42	－	－	0
			標高600m	7月26日	8月25日	31	－	－	0	・標高600m	7月26日	8月25日	31	－	－	0
			標高700m	8月1日	8月10日	12	－	－	0	・標高700m	8月1日	8月10日	12	－	－	0
			標高800m	－	－	0	－	－	0	・標高800m	－	－	0	－	－	0

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考
新築 改修 木造 解体	総則	・ 現場代理人の兼務について	現場代理人の兼務に関する手続要領 ※ハイパーリンク https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010041625/index.html	現場代理人の兼務に関する手続要領 ※ハイパーリンク https://www.city.kobe.lg.jp/documents/82623/20260107120305.pdf	R8.8.1	リンク切れ
改修 木造 解体	総則	・ 週休2日制工事	・ 週休2日制工事	○週休2日制工事	R8.8.1	標準を週休2日制工事としているため、○を追加
新築 改修 木造 解体	1章2節	・ 工事の記録等 (工事写真の小黑板情報電子化)	「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」(平成29年3月1日付け国営整第211号)に基づき、下記の通り実施する。	「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」(国営建技第14号 令和5年3月1日)に基づき、下記の通り実施する。	R8.8.1	平成29年3月1日付け国営整第211号が廃止されたため
新築 改修 木造 解体	1章3節	・ 工事標示板等の設置			R8.8.1	全市版であるため特定の課名を削除
改修 改修	3章2節	・ 既存下地の処理	(カ)(b)LX4 工法(塗膜防水)の既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装の除去	(カ)(b)L4X 工法(塗膜防水)の既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装の除去	R8.8.1	誤記

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考
	4章3節	・材料	・(5)モルタル塗替え工法用材料 (ア)モルタル ・(a)現場調合材料 ・(b)既調合材料 (JIS A 6916 による)	・(5)モルタル塗替え工法用材料 (ア)モルタル ・(a)現場調合材料 ・(b)既調合材料 (JIS A 6916 による)	R8.8.1	行のずれ修正
新築改修木造解体	総則	・現場代理人の兼務について	・別途工事と工事範囲が一部重複、 錯雑 する出会い工事	・別途工事と工事範囲が一部重複、 錯綜 する出会い工事	R8.10.6	誤記
新築改修木造解体	総則	・週休2日制工事	日本建設業連合会ホームページ ※ハイパーリンク https://www.nikkenren.com/2days/action.html#onsite	日本建設業連合会ホームページ ※ハイパーリンク https://www.nikkenren.com/yasumin/	R8.10.6	更新
新築改修木造解体	1章1節	・建築基準法に規定する風圧力	地表面粗度区分 ※ハイパーリンク https://www.kenken.go.jp/japanese/research/lecture/h16/slide/06-1/ref/No6.htm	地表面粗度区分 ※ハイパーリンク https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/H12-1454.pdf	R8.10.6	更新
新築改修木造解体	1章1節	・関係法令等の遵守（工事現場の過積載の防止対策）	第5条 土砂等積込み状況の管理 請負人は土砂等をダンプカー等に 積込み込む 場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。	第5条 土砂等積込み状況の管理 請負人は土砂等をダンプカー等に 積込む 場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。	R8.10.6	誤記
新築改修木造解体	1章2節	・工事の記録等 （工事写真）	（e）電子媒体（デジタル写真）の場合、画像の 信ぴょう性 を考慮し、画像編集は認めない。	（e）電子媒体（デジタル写真）の場合、画像の 信憑性 を考慮し、画像編集は認めない。	R8.10.6	表記の統一
新築改修木造解体	1章4節	・ゴム製品等の品質等	※ゴム製品等の品質等は以下による 第1条 ゴム製品等の品質確認等 請負人は、TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負人が指定した第三者（TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）と資本金・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 ※以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。	削除	R8.10.6	国土交通省通知において、東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考																														
			(記載例) なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><th>試験名[Ⓐ]</th><th>計測項目[Ⓐ]</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）[Ⓐ]</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び[Ⓐ]</td></tr><tr><td>熱老化試験[Ⓐ]</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）[Ⓐ]</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験[Ⓐ]</td><td>圧縮による残留歪み[Ⓐ]</td></tr><tr><td>製品検査[Ⓐ]</td><td>外観、寸法、性能[Ⓐ]</td></tr></table> 第2条 ゴム製品等の品質確認を行った場合における契約不適合責任の取扱い 請負人が第三者による品質証明書類を提出し、監督員の確認を受けた場合であっても、その後、当該製品に契約内容への不適合又は品質上の不良等が判明したときは、当該確認をもって請負人の契約不適合責任その他の責任が免除されるものではない。 別表[Ⓐ] <table><tr><th>[Ⓐ]</th><th>製品及び材料名[Ⓐ]</th></tr><tr><td>防振ゴム[Ⓐ]</td><td>ディーゼルエンジン用防振ゴム[Ⓐ]</td></tr><tr><td></td><td>ゴム製軸継手[Ⓐ]</td></tr><tr><td></td><td>産業機械用空気ばね[Ⓐ]</td></tr><tr><td>芝保護材[Ⓐ]</td><td>[Ⓐ]</td></tr><tr><td>落橋防止用ゴム[Ⓐ]</td><td>[Ⓐ]</td></tr><tr><td>道路資材[Ⓐ]</td><td>車止め（ガードコーン）[Ⓐ]</td></tr><tr><td></td><td>視線誘導標・車線分離標[Ⓐ]</td></tr><tr><td>弾性舗装材[Ⓐ]</td><td>ゴムチップ舗装材[Ⓐ]</td></tr><tr><td>建築防水資材[Ⓐ]</td><td>[Ⓐ]</td></tr></table> ※代表的な製品例である（参考）ニッタ化工品（株）の製品情報[Ⓐ]	試験名 [Ⓐ]	計測項目 [Ⓐ]	通常状態での試験（常態試験） [Ⓐ]	硬さ、比重、引張強度、伸び [Ⓐ]	熱老化試験 [Ⓐ]	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び） [Ⓐ]	圧縮永久ひずみ試験 [Ⓐ]	圧縮による残留歪み [Ⓐ]	製品検査 [Ⓐ]	外観、寸法、性能 [Ⓐ]	[Ⓐ]	製品及び材料名 [Ⓐ]	防振ゴム [Ⓐ]	ディーゼルエンジン用防振ゴム [Ⓐ]		ゴム製軸継手 [Ⓐ]		産業機械用空気ばね [Ⓐ]	芝保護材 [Ⓐ]	[Ⓐ]	落橋防止用ゴム [Ⓐ]	[Ⓐ]	道路資材 [Ⓐ]	車止め（ガードコーン） [Ⓐ]		視線誘導標・車線分離標 [Ⓐ]	弾性舗装材 [Ⓐ]	ゴムチップ舗装材 [Ⓐ]	建築防水資材 [Ⓐ]	[Ⓐ]			に対する措置が解除されたため。 (R6.6.18 国官技第129の2号)
試験名 [Ⓐ]	計測項目 [Ⓐ]																																			
通常状態での試験（常態試験） [Ⓐ]	硬さ、比重、引張強度、伸び [Ⓐ]																																			
熱老化試験 [Ⓐ]	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び） [Ⓐ]																																			
圧縮永久ひずみ試験 [Ⓐ]	圧縮による残留歪み [Ⓐ]																																			
製品検査 [Ⓐ]	外観、寸法、性能 [Ⓐ]																																			
[Ⓐ]	製品及び材料名 [Ⓐ]																																			
防振ゴム [Ⓐ]	ディーゼルエンジン用防振ゴム [Ⓐ]																																			
	ゴム製軸継手 [Ⓐ]																																			
	産業機械用空気ばね [Ⓐ]																																			
芝保護材 [Ⓐ]	[Ⓐ]																																			
落橋防止用ゴム [Ⓐ]	[Ⓐ]																																			
道路資材 [Ⓐ]	車止め（ガードコーン） [Ⓐ]																																			
	視線誘導標・車線分離標 [Ⓐ]																																			
弾性舗装材 [Ⓐ]	ゴムチップ舗装材 [Ⓐ]																																			
建築防水資材 [Ⓐ]	[Ⓐ]																																			
解体	1章6節	・技能士	◎技能士 (解仕1.5.2)	◎技能士 (解仕1.6.2)	R8.10.6	誤記																														
新築 改修 木造 解体	1章 その他の事項	・防水工事・外装工事の品質管理	防水工事・外装工事のうち、対象の工事については、下記管理方法に 掲げる 資料等を作成・整理し、適正な品質管理等を行う。	防水工事・外装工事のうち、対象の工事については、下記管理方法に 掲げる 資料等を作成・整理し、適正な品質管理等を行う。	R8.10.6	誤記																														

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考
新築 改修 木造 (解体)	1 章 3 節	・工事現場の安全管理 (・施工中の安全確保) ・近隣家屋等の調査	個所	箇所	R8.10.6	表記の統一
新築 (改修)	7 章 6 節 (8 章 15 節)	・溶接部の試験	個所	箇所	R8.10.6	表記の統一
新築 (改修) (木造)	16 章 11 節 (5 章 11 節) (17 章 11 節)	・形式及び機構	個所	箇所	R8.10.6	表記の統一
改修	1 章 3 節	・仮設間仕切り	個所	箇所	R8.10.6	表記の統一
改修	6 章 6 節	・工法	個所	箇所	R8.10.6	表記の統一
改修	9 章 1 節	・一般事項	個所	箇所	R8.10.6	表記の統一
新築 改修 木造 解体	総則	・入札時積算数量書活用方式	監督職員	監督員	R8.10.6	表記の統一
新築 改修 木造 解体	1 章 2 節	・工事の記録等 (工事写真の黒板情報電子化)	監督職員	監督員	R8.10.6	表記の統一

特記	章・節	項目	改訂前の内容	改訂内容	更新日	備考
新築 改修 木造 解体	1 章 5 節	・ 材料の 検査等	監督職員	監督員	R8.10.6	表記の 統一
新築 (改修)	7 章 6 節 (8 章 15 節)	・ 溶接部 の試験	監督職員	監督員	R8.10.6	表記の 統一
改修	4 章 2 節	・ 材料	監督職員	監督員	R8.10.6	表記の 統一
改修	4 章 3 節	・ 材料	監督職員	監督員	R8.10.6	表記の 統一
改修	4 章 4 節	・ 材料	監督職員	監督員	R8.10.6	表記の 統一
石綿	1 章	⑧電子シ ステムに よる報告	○石綿含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合や一定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積 80 m ² 、改修工事の場合は請負金額が 100 万円、特定工作物を解体、改造、補修を行う建設工事の場合は請負金額の合計が 100 万円）以上の工事の場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、石綿事前調査結果報告システムを用いて、所轄労働基準監督署及び神戸市環境局に報告すること。（ https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/ ）	○石綿含有の有無に係る事前調査結果について、報告対象工事においては、元請事業者は協力会社に係る内容を含め、石綿事前調査結果報告システムを用いて所轄労働基準監督署及び神戸市環境局へ報告すること。報告対象工事は次のとおりとする。 (1) 建築物の解体工事の場合、解体部分の延べ床面積の合計が 80 m ² 以上のもの (2) 建築物の改修工事の場合、請負金額（税込）※が 100 万円以上のもの (3) 特定工作物の解体、改修工事の場合、請負金額（税込）※の合計が 100 万円以上のもの ※請負金額（税込）は、当該部分だけではなく工事全体の請負金額をいう。 (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/)	R8.10.6	表現の変 更